畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について

平成18年4月1日付け18農畜機第23号

- 一部改正 平成19年3月20日付け18農畜機第4461号
- 一部改正 平成20年1月1日付け19農畜機第3826号
- 一部改正 平成20年12月1日付け20農畜機第3471号
- 一部改正 平成28年10月18日付け28農畜機第3234号
- 一部改正 平成29年7月18日付け29農畜機第2216号
- 一部改正 平成30年12月28日付け30農畜機第5296号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則(平成15年農林水産省令第103号。以下「機構法施行規則」という。)第1条に規定する事業(機構法施行規則附則第3条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法施行規則(平成8年農林水産省令第49号)第1条に規定する事業(指定助成対象事業)を含む。以下「畜産業振興事業」と総称する。)により造成された基金及び独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)附則第9条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号。以下「旧事業団法」という。)第28条第1項第3号の規定により出資された資金であって現金、預貯金、債券等で管理されているもの(以下「出資金」という。)の管理運用等に当たっては、以下により、元本保全を第一義とし、加えて、安全・確実・有利を基本とした効率的運用に努めるものとする。

1 管理運用態勢の整備について

事業実施主体(事業実施主体から補助金を受けて基金を造成し、事業を実施する者を含む。以下同じ。)又は旧事業団法第28条第1項第3号の規定による出資を受けた一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)は、基金及び出資金の元本保全及び効率的な運用に万全を期するための態勢を整備するものとする。

2 基金の管理について

- (1) 事業実施主体は、基金の状況について、現金主義(収入、支出等を現金の 授受があった時点で認識する会計原則をいう。)及び発生主義(現金授受にか かわらず、収入、支出等を取引の確定時点で認識する会計原則という。)で把 握するものとする。
- (2) 基金の管理は、その基金に積み立てられた資金の出納に限定して行い、当該資金以外の資金の出納については、基金を利用しないものとする。

- (3) 基金を普通預金(普通貯金、通常貯金等の普通預金と同等の金融商品を含む。以下同じ。)で管理する場合、原則として1口座とするものとし、やむを得ず2以上の口座で管理する場合は、その理由を明確にした上で必要最小限の口座数とするものとする。
- (4) 事業実施主体は、基金を3の(4)及び(5)により運用する場合、金融機関及び債券の信用格付(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)の動向等について定期的に確認し、必要に応じ運用先を変更するなど適切な措置を講ずるものとする。
- (5)事業実施主体は、預入先の金融機関又は債券の発行体の経営状況等に鑑み、 保有する預金又は債券の元本を毀損するおそれがある場合は、直ちに独立行 政法人農畜産業振興機構及び関係機関へ報告するとともに、預入先金融機関 を変更するなど必要な措置を講ずるものとする。
- 3 基金に積み立てられた資金の運用について
- (1)資金の運用は、事業の実施計画(資金使用計画及び入金見込み)に即し、 短期(1年未満)及び長期(1年以上)の金融商品を適切かつ効率的に組み 合わせて行うものとする。
- (2) 短期の金融商品は、資金の受入れ及び決済を行うための普通預金、通知預金(通知貯金等の通知預金と同等の金融商品を含む。)及び定期預金(定期貯金等の定期預金と同等の金融商品を含む。)とする。また、専ら決済を行うために用いる普通預金については、預金保険法(昭和46年法律第34号)に規定する決済用預金又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)に規定する決済用貯金とするものとする。

なお、預金保険法に規定する預金保険又は農水産業協同組合貯金保険法に 規定する農水産業協同組合貯金保険の対象外である譲渡性預金 (譲渡性貯金 等の譲渡性預金と同等の金融商品を含む。)による運用は行わないものとする。

- (3) 長期の金融商品は、国債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)、地方債、金融債及び定期預金を基本とし、満期保有を原則とするものとする。ただし、より運用利回りの高い債券に切り替える場合又は(5)に定める信用格付に該当しなくなった金融債を他の債券に切り替える場合は、この限りではない。
- (4)預金の運用対象金融機関は、金商法第2条第36項に規定する信用格付業者のうちいずれかの者による発行体格付(長期)が、別表の投資適格の範囲に信用格付されている金融機関とする。ただし、一又は複数の都道府県の区域をその地区とする事業実施主体にあっては、地方自治法施行令(昭和22

年政令第16号)第168条に規定する指定金融機関等とすることができる ものとする。

- (5)金融債を取得する場合は、(4)の信用格付業者のうちいずれかの者による 発行体格付(長期)が別表の信用格付の意味の欄の「債務履行の確実性が高 い。」と信用格付されているもの以上であることとする。
- 4 出資金の管理運用について
 - 一般社団法人等は、原則として、 $2 \, \sigma \, (4) \, \Delta U \, (5) \, \pm U \, (3) \, か$ $6 \, (5) \, \pm C \, \sigma \, d$ 度に準じて出資金を管理運用するものとする。

附 則(平成18年4月1日付け18農畜機第23号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日において、既に規定と異なる運用等を行っている団体は、 当該資金の満期日において改善等の措置をとるものとする。
- 3 削除

附 則(平成19年3月20日付け18農畜機第4461号)

- 1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において運用されている資金については、その満期日から 適用する。

附 則(平成20年1月1日付け19農畜機第3826号)

- 1 この規程の改正は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において運用されている資金については、その満期日から 適用する。

附 則(平成20年12月1日付け20農畜機第3471号) この規程の改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成28年10月18日付け28農畜機第3234号)

- 1 この規程の改正は、平成28年10月18日から施行する。
- 2 この規程の施行日において定期預金、債権等の契約期間が定められた金融商品により運用している資金については、その満期、償還等の日から適用する。

附 則(平成29年7月18日付け29農畜機第2216号)

この規程の改正は、平成29年7月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月28日付け30農畜機第5296号) この規程の改正は、平成30年12月30日から施行する。

別表

	信用格付業者の長期格付					信用格付の
	JCR	Moody's	S&P	R&I	Fitch	意味
	AAA	Ааа	AAA	AAA	AAA	債務履行の 確実性が最も 高い。
	AA+	A a 1	AA+	AA+	AA+	債務履行の
	AA	A a 2	AA	AA	AA	確実性が非常
投	AA-	Аа 3	AA-	AA-	AA-	に高い。
資 適 格	A+ A A-	A 1 A 2 A 3	A+ A A-	A+ A A-	A+ A A-	債務履行の確実性が高い。
の範囲	B B B + B B B B B B -	B a a 1 B a a 2 B a a 3	B B B + B B B B B B -	B B B + B B B B B B -	B B B + B B B B B B -	債務履行の 確実性は認め られるが、上位 等級に比べ、将 来、債務履行の 確実性が低下 する可能性が ある。

- 注1 信用格付業者の略称は以下のとおりである。
 - (1) JCR:株式会社日本格付研究所(金融庁長官(格付)第1号)
 - (2) Moody's: ムーディーズ・ジャパン株式会社(同第2号) ムーディーズ・エスエフ・ジャパン株式会社(同3号)
 - (3) S&P: スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティン グ・ジャパン株式会社(同第5号) スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・エスエフ・

ジャパン株式会社(同第8号)

- (4) R&I:株式会社格付投資情報センター(同第6号)
- (5) Fitch:フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

(同第7号)

2 複数の信用格付業者から信用格付を受けていて、信用格付業者ごとの信用 格付が異なる場合は、最下位の信用格付を使用するものとする。